

- ・ 当該事業の用に供する施設の名称
- ・ 事業開始の予定年月日
- 届出の際には、収支予算書及び事業計画書を定収しなければならない。ただし、インターネットで都道府県知事が閲覧できる場合には、この限りではない。

(休廃止の際の届出事項)

- 休止又は廃止しようとする場合には、以下の事項を届出する。
  - ・ 廃止又は休止しようとする年月日
  - ・ 廃止又は休止の理由
  - ・ 現に便宜を受け又は入居している者に対する措置
  - ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の期間